

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、仕事や研究などで築いた信用や評価を損なうなど、様々な場面で不利益を被るといった事態が生じている。

このような状況下において、最高裁判所は2015（平成27）年12月の判決において、民法第750条を合憲としたものの、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とした。

また、判決の中で、「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない」とした一方で、その不利益は、「氏の通称使用が広まることで一定程度緩和され得る」とした。

しかし、通称使用を拡大しても、金融機関などとの取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取りなどでの困難は避けられず、これまで名乗ってきた姓を婚姻後も名乗り続けたいとの希望が叶えられることはない。

よって、国会及び政府においては、多様性が尊重され、男女が共に参画できる社会を実現するためにも、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024（令和6）年12月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員

並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さつぽろ成田祐樹議員

及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員